

岩手県市町村総合事務組合規程第1号（令和7年4月23日公布）

市町村議会の議員その他非常勤の職員の福祉事業に関する規程の一部を改正する規程

市町村議会の議員その他非常勤の職員の福祉事業に関する規程（平成元年岩手県市町村総合事務組合規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(奨学援護金の支給)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 奨学援護金の支給額は、次の各号に掲げる在学者等の区分に応じ、在学者等1人につき、それぞれ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者 月額 <u>15,000円</u></p> <p>(2) 中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者 月額 <u>20,000円</u></p> <p>(3) 高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校第1学年から第3学年まで、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程に在学する者、公共職業能力開発施設において中学校を卒業した者、中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする普通課程の普通職業訓練若しくは職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和53年労働省令第37号）附則第2条の規定による専修訓練課程の第1類の普通職業訓練を受ける者又は前項第1号の公共職業能力開発施設に準ずる施設において中学校を卒業した者、中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められ</p>	<p>(奨学援護金の支給)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 奨学援護金の支給額は、次の各号に掲げる在学者等の区分に応じ、在学者等1人につき、それぞれ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者 月額 <u>16,000円</u></p> <p>(2) 中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者 月額 <u>21,000円</u></p> <p>(3) 高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校第1学年から第3学年まで、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程に在学する者、公共職業能力開発施設において中学校を卒業した者、中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする普通課程の普通職業訓練若しくは職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和53年労働省令第37号）附則第2条の規定による専修訓練課程の第1類の普通職業訓練を受ける者又は前項第1号の公共職業能力開発施設に準ずる施設において中学校を卒業した者、中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められ</p>

改正前	改正後
<p>る者を対象とする教育訓練等を受ける者 月額 <u>19,000円</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>3～7 (略)</p> <p>(障害特別援護金の支給)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 障害特別援護金の支給額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 通勤による災害に係る障害補償の受給権者 次に掲げる障害等級の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>ア 第1級 <u>915万円</u></p> <p>イ 第2級 <u>885万円</u></p> <p>ウ 第3級 <u>855万円</u></p> <p>エ 第4級 <u>520万円</u></p> <p>オ 第5級 <u>445万円</u></p> <p>カ 第6級 <u>375万円</u></p> <p>キ 第7級 <u>300万円</u></p> <p>ク (略)</p> <p>ケ 第9級 <u>155万円</u></p> <p>コ 第10級 <u>125万円</u></p> <p>サ 第11級 <u>95万円</u></p> <p>シ 第12級 <u>75万円</u></p> <p>ス 第13級 <u>55万円</u></p> <p>セ 第14級 <u>40万円</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(旅行費)</p> <p>第26条 職員が、<u>補装具</u>の支給、修理若しくは再支給又はリハビリテーションを受けるために旅行する場合の<u>旅行費は、鉄道賃、船賃、車賃及び宿泊料とし、支給を受ける者の居住地又は滞在地から目的地に至る最も経済的な通常の経路及び方</u></p>	<p>る者を対象とする教育訓練等を受ける者 月額 <u>20,000円</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>3～7 (略)</p> <p>(障害特別援護金の支給)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 障害特別援護金の支給額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 通勤による災害に係る障害補償の受給権者 次に掲げる障害等級の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>ア 第1級 <u>845万円</u></p> <p>イ 第2級 <u>820万円</u></p> <p>ウ 第3級 <u>790万円</u></p> <p>エ 第4級 <u>500万円</u></p> <p>オ 第5級 <u>430万円</u></p> <p>カ 第6級 <u>360万円</u></p> <p>キ 第7級 <u>290万円</u></p> <p>ク (略)</p> <p>ケ 第9級 <u>150万円</u></p> <p>コ 第10級 <u>120万円</u></p> <p>サ 第11級 <u>90万円</u></p> <p>シ 第12級 <u>70万円</u></p> <p>ス 第13級 <u>50万円</u></p> <p>セ 第14級 <u>35万円</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(旅行費)</p> <p>第26条 職員が<u>補装具</u>の支給、修理若しくは再支給又はリハビリテーションを受けるために旅行する場合の<u>旅行費は、支給を受ける者の居住地又は滞在地から目的地に至る最も経済的な通常の経路及び方法により、かつ、<u>国家公務員災害補償法</u></u></p>

改正前	改正後
<p>法により、かつ、次の各号の規定に従って計算した範囲内において実費を支給する。</p> <p>(1) <u>鉄道賃 旅客運賃、急行料金（普通急行列車若しくは準急行列車を運行する線路により片道50キロメートル以上旅行する場合又は特別急行列車を運行する線路により片道100キロメートル以上旅行する場合に限る。以下この号において同じ。）</u>、<u>特別車両料金（旅客運賃の等級を2階級に区分する線路により旅行する場合を除く。）</u>及び<u>座席指定料金（普通急行列車を運行する線路により片道100キロメートル以上旅行する場合に限る。）</u>とし、<u>旅客運賃及び急行料金は、旅客運賃の等級を2階級に区分する線路により旅行する場合にあっては、上位の等級の旅客運賃及び急行料金とする。</u></p> <p>(2) <u>船賃 旅客運賃、特別船室料金（旅客運賃を2以上の階級に区分する船舶により旅行する場合を除く。）</u>及び<u>座席指定料金</u>とし、<u>旅客運賃は、その等級を3階級に区分する船舶により旅行する場合にあっては中位の等級の旅客運賃、2階級に区分する船舶により旅行する場合にあっては上位の等級の旅客運賃とする。</u></p> <p>(3) <u>車賃 1キロメートルにつき37円（全路程を通算して計算し、1キロメートル未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）</u>とする。ただし、<u>障害の程度により、この額により難いと認められる場合においては、この限りでない。</u></p> <p>(4) <u>宿泊料 国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）別表</u></p>	<p><u>（昭和26年法律第191号）の規定による福祉事業に準じて管理者が定める範囲内において実費を支給する。</u></p>

改正前	改正後
<p><u>第1の1の宿泊料の項の甲地方である地域に宿泊する場合は1夜につき8,700円とし、その他の地域に宿泊する場合は1夜につき7,800円とする。</u></p>	
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の市町村議会の議員その他非常勤の職員の福祉事業に関する規程（以下「新規程」という。）の規定は、令和7年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 新規程第10条第2項第1号、第2号及び第3号の規定は、適用日以後の期間に係る奨学援護金について適用し、適用日前の期間に係る奨学援護金については、なお従前の例による。
- 3 新規程第15条第2項第2号の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた障害補償の受給権者について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた障害補償の受給権者については、なお従前の例による。
- 4 新規程第26条の規定は、適用日以後に出発する旅行及び適用日前に出発し、かつ、適用日以後に完了する旅行のうち適用日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち適用日前の期間に対応する分及び適用日前に完了した旅行については、なお従前の例による。